

前橋市建設工事等業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の競争入札等に参加させようとする者の選定について必要な事項を定める。

(入札参加者の選定)

第2条 競争入札等に参加させようとする者の選定は、工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は入札参加者として選定することができない。

(1) 前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め）第2条第1項の規定により指名停止を受け、当該指名停止の期間が終了しない者

(2) 前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成23年3月17日伺定め）第2条第1項の規定により指名停止を受け、当該指名停止の期間が終了しない者

(発注基準)

第3条 前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領（令和7年11月6日伺定め）第5条の規定により格付けした業者の等級に対応する発注の基準となる等級は、別表第1のとおりとする。

(一般競争入札の参加資格要件)

第4条 一般競争入札を実施しようとする場合は、工事等の内容により適正な入札参加資格要件を設定するものとする。

(指名基準)

第5条 指名競争入札又は随意契約における指名業者の選定は、次の各号に掲げる事項（以下「指名基準」という。）に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 審査基準日以降における経営、信用の状況
- (3) 審査基準日以降における工事等の成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事等の状況
- (6) 当該工事等についての技術的適性

- (7) 工事等施工についての技術者の状況
- (8) 審査基準日以降における安全管理の状況
- (9) 審査基準日以降における労働福祉の状況

2 前項に定める指名基準の運用については、別表第2のとおりとする。

(指名業者数)

第6条 指名業者数は、次のとおりとする。

(1) 建設工事

- ア 設計金額700万円未満 5者以上
- イ 設計金額700万円以上 10者以上

(2) 測量、建設コンサルタント業務等

- ア 設計金額700万円未満 7者以上
- イ 設計金額700万円以上 10者以上

2 指名業者の選定に当たり特別の理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、指名業者数を変更することができる。

(市内業者の優先)

第7条 指名業者の選定に当たっては、市内業者（前橋市建設工事等競争入札参加資格審査要領第2条第2項に規定する者を含む。）に施工が可能と認められる工事等については、市内業者の中から行うものとする。

(特例)

第8条 災害等により緊急に施工が必要な工事等、特殊な技術、経験、機械器具を必要とする工事等その他特別の事由のある工事等については、等級などにかかわらず適当と認められる業者を選定できるものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 20 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行し、同日以後に市が発注する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 11 月 6 日から施行する。

- 2 この要領による改正前の前橋市建設工事等業者選定要領第3条に規定する発注の基準及び第7条に規定する市内業者の扱いについては、令和8年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1 発注基準（第 3 条関係）

建設工事

等級 工事種別	A	B	C
土木一式	3,800万円以上	3,800万円未満 1,300万円以上	1,300万円未満
舗装	1,300万円以上	1,300万円未満 600万円以上	600万円未満
建築一式	12,800万円以上	12,800万円未満 3,200万円以上	3,200万円未満
電気	2,600万円以上	2,600万円未満 600万円以上	600万円未満
管	2,600万円以上	2,600万円未満 700万円以上	700万円未満
水道施設	2,600万円以上	2,600万円未満 700万円以上	700万円未満
とび・土工・ コンクリート	600万円以上	600万円未満	

別表第 2（第 5 条関係）

指名基準の運用基準

1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
次の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 市発注工事等に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから受注者として不適当であると認められること。 ア 工事請負契約書に基づく工事等関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、契約書に基づかない下請施工、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により受注者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 (2) 警察当局から、市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不適当であると認められること。
2 審査基準日以降における経営、信用の状況
銀行取引停止又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は指名しないこと。
3 審査基準日以降における工事等の成績
(1) 工事成績評定基準に定める工事等の成績（以下「工事成績」という。）について、過去 2 年度の間に 60 点未満の工事があり、改善が図られていない場合は指名しないこと。 (2) 工事等の成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 表彰を受けていること等工事等の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。
4 当該工事に対する地理的条件
本市内での工事实績等からみて、本市における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。

5	手持ち工事等の状況
	手持ち工事等の件数、工事現場従業員の確保状況からみて当該工事等を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6	当該工事等についての技術的適性
	次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事等と同種の工事等について相当の実績があること。 (2) 当該工事等に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事等の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事等の作業条件と同等と認められる条件の工事等について実績があること。
7	工事等施工についての技術者の状況
	次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 工事等種別に応じ、当該工事等を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。 (2) 審査基準日以降の受注工事等への技術者の配置状況からみて、当該工事等を確実かつ円滑に実施できる体制であること。
8	審査基準日以降における安全管理の状況
	(1) 本市発注工事等について安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 本市発注工事等について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。
9	審査基準日以降における労働福祉の状況

- (1) 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに受注者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2) 本市発注工事について建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。